

青森県立保健大学における研究インテグリティの確保に関する規程

令和6年7月31日

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人青森県立保健大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティの適切な確保について必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究インテグリティ

研究活動の国際化、オープン化に伴うリスクに対する研究の健全性・公正性をいう。

(2) 研究者等

本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者（学生、客員研究員及び研究生を含む）をいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、本学における研究インテグリティの適切な確保のため、体制の整備を図るものとする。

(研究者等の責務)

第4条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

(統括責任者)

第5条 本学に、理事長の下で研究インテグリティの確保に係る体制に関する業務を統括する研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、研究推進担当理事をもって充てる。

(所管委員会)

第6条 研究インテグリティの確保に係る重要事項は、ヘルスプロモーション戦略研究センター運営委員会において審議する。

(相談窓口)

第7条 研究インテグリティの確保に関する相談又は報告を受け付けるため、相談窓口をキャリア開発・研究推進課に置く。

2 相談窓口の職員は、相談又は報告を受け付けた場合は、必要に応じて、ヘルスプロモーション戦略研究センター運営委員長に報告するものとする。

(危機事象に関する報告)

第8条 統括責任者は、研究インテグリティの確保に関して、危機事象が発生したと判

断したときは、当該事象の状況等について、理事長に報告するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年7月31日から施行する。